

# コロナ宿泊療養廃止へ

## 5類移行後 高齢者、妊婦 継続可能

政府は、新型コロナウイルス感染症の法的位置付けを「五類」に引き下げるのに伴い、ホテルなどで軽症者を受け入れ隔離する宿泊療養の制度を、原則廃止する方針を固めた。自治体が運営し、国が費用を補助している。高齢者や妊婦向けは、自治体判断で九月末まで継続可能とし、利用する場合は有料化を想定する。関係者が二百、明らかにした。

軽症者を受け入れる宿泊療養は、感染拡大期の病

床逼迫を緩和して重症者を入院しやすくした。一部例外を残し役割を終えた形。今後、療養体制を平時に戻していく考えだ。

政府が十日にも発表する。五類となる五月八日から、コロナ医療の患者負担をインフルエンザ並みに近づける方針も公表する見通し。

五類への移行後は、入院可能な医療機関を増やし、コロナ患者への外出自粛要請がなくなることから、隔離を目的とした施設を原則

としてなくす。一方、重症化リスクが高い高齢者や妊婦に対しては、自治体判断で施設を継続できるようにする。

現在は無料の入院費で自己負担を求める見通しのため、公平性に配慮する。利用金額のほか、国による補助の詳細は今後詰める。

現在の宿泊療養は同居家族などへの感染拡大を防ぎたい軽症や無症状の人らが利用。宿泊費や食事代などは公費で賄われ、利用者の負担は基本的に生じない。